54回定期大会に向け「諸問題を討議」

拡大執行委員会

【組織対策副部長・佐野秀樹記】５月31日に行われる第54回定期大会に向けて、３月13日に本部会館３階で拡大執行委員会が開催されました。

薮内副委員長の開会のあいさつの後、議長に高松支部から石井浩二氏と小豆島ブロックから上田茂樹氏（内海支部）を選出し、本部役員24人、代議員29人が参加して、大会に向けて意見の交換を行いました。

各担当者から53年度の経過、決算（見込み）の報告がなされ、代議員から質問がありました。

組織の基盤強化に向けて、もう少し踏み込んでほしい。住宅デーの包丁研ぎを続けていくのか。決算について質疑があり、議案書の文書の間違いも指摘していただきました。

拡大執行委員会で中西委員長のあいさつ

質疑については執行部担当者から答弁があり、代議員からの承認も受けました。

54年度の運動方針案、予算案、規定等改正についても各担当者から提案があり、規定の改正や安全パトロール、拡大宣伝物の成果、リフォーム瑕疵担保予算案について質疑があり、執行部が応答。議事の進行が出来にくい質問もありましたが、執行部の答弁に納得していただけたようで、山下副委員長の閉会の言葉では、54回定期大会を成功裏に収めようとの言葉で解散となりました。

寒さや雨にも負けず 熱戦を繰り広げる

第40回ソフト大会

３月16日の日曜日、丸亀市の土器川河川敷グランドで、香川建労第40回ソフトボール大会を行いました。

今回は３月開催ということもあり肌寒く、昼過ぎからは雨も降り始めるというあいにくの天候で大変でしたが、選手の方々は寒さや雨にも負けず、熱戦を繰り広げました（13チームが参加）。

結果は、優勝が高松支部、準優勝に西讃支部、第三位は牟礼と庵治支部の２チームでした。参加された仲間の皆様、本当にお疲れ様でした。

今年の反省を総括して、次回の大会が少しでも良くなるようにしますので、これからも参加をよろしくお願いします。

仕事確保でチラシ配り

青年部

２月１日に第３回青年部幹事会を行い、午後から兵庫町商店街周辺で、仕事確保宣伝行動としてポケットティッシュを配りました。

当日は天気も良く日曜日ということもあり、多くの買い物客が行き交っていて、約８００個のポケットティッシュを配ることが出来ました。中には私たちの宣伝活動に興味を持って頂き、どのようなことをやっているのか話を聞いてくれる人もいました。組合には様々な職種の職人がいます。ささいな仕事でも相談に乗ることができると、組合をアピールしました。

今後も青年部として、組合の名前を知ってもらえるよう、仕事確保行動や組織拡大行動に積極的に参加していきます。

商店街で仕事確保のチラシを配る青年部の仲間

今年の安全標語が決定

仲間と家族の方に安全に対する認識を高めて頂くために、制度政策部から労働安全標語を募集したところ、皆様から27作品の応募がありました。その中から優秀作品３点を選び賞品を進呈、また応募者に参加賞を進呈しました。ご応募ありがとうございました。

優秀作品は次の通りです。

○無事故無理なし無駄もなし（高松・平尾忠司さん）

○安全は命を守る第一歩（仁尾・大西澄子さん）

○確認を無駄と思わずもう一度（池田・山本惠造さん）

保険証交換会を活用し 組合を知ってもらう

牟礼

【牟礼・山本通信員】毎年のことながら、仲間の顔が見え、声が聞こえる、生活と命を守る大切な保険証の交換会が、３月10日㈫から13日㈮の４日間、合計１１５人の出席で開催された。

最初に五役及び各専門部長から、１年間の活動経過報告があった。いずれ順番がまわってきて班長や役員をしなければならないので、自分自身に置き換えてしっかりと協議して欲しいと、支部長からのあいさつもあった。

組合費が上がり、国保保険料が引き下げになり、仲間によって金額はまちまちで分かりにくいが、保険証に明細書を挟んでいるので、十分にチェックするよう、事務局から進言があった。

その他、組織拡大目標達成に向けても、協力をお願いした。また、建設業退職金共済制度の加入促進についても、チラシの説明があった。

約１時間30分の会合だったが、久しぶりに顔を見る人もあり、懇親も図れ、なかなか大勢の仲間と会うチャンスも少ないので、執行部では今後とも大事な保険証交換会（班集会）にしたいと感じたところである。

仲間の顔が見えた牟礼支部保険証交換会

国保組合だより

資格の取得と喪失の届け出はお早めに

組合員の世帯に属する家族（保険証に記載されている被保険者に限ります）の資格の異動などについては、組合員が責任をもって届出をしなければなりません。

健康保険の被保険者資格がなくなったり、子供が生まれたりして、家族数が増えて資格取得届を建設国保に提出しなければならないのに、届出が遅れてしまうと、保険料を最高２年間分さかのぼって納めていただくことになります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

一方、家族が就職により健康保険に加入するなどして、資格喪失届を建設国保に提出しなければならないのに、届出が遅れてしまい、ついうっかり建設国保の保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は、建設国保が負担した診療費を後で返していただかなければなりません。納めていた保険料は、資格喪失の月までさかのぼってお返ししますが、２年分が限度です。そして、規定により、３カ月分もの保険料を返さなければならないほど届出が遅れた場合、建設国保は、組合員から過怠金（家族一人分の保険料月額である５１００円）を徴収することとしていますので、注意してください。

家族の異動に限らず、住所・氏名が変わったとき、子供が大学に通うようになったり、長期間にわたり住所地を離れるなどの理由で保険証がもう一つ必要なとき、交通事故にあったときなども届出が必要です。必ず14日以内に、所属している支部を経由して届出をしましょう。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知をお届けしています

建設国保組合では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減が一定以上見込まれる被保険者の方を対象に、その差額通知（「ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせ」）をお届けしています。

ジェネリック医薬品とは、先に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで、後発医薬品とも呼ばれています。

新薬の開発には、莫大な研究費と時間がかかりますが、ジェネリック医薬品ではこのコストが低く抑えられるため価格が安いというメリットがあり、お薬代の窓口負担軽減や建設国保の医療費負担軽減に貢献することが期待されます。

医療技術の進歩や高齢化により、皆さんが使う医療費は、年々増加しています。医療費の増加は、保険料の増加に直結します。

医療費適正化の取組みとして、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■お知らせの内容

・処方されているお薬の名前

・ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額

■送付方法

・封書により、被保険者のご自宅へ郵送